

居宅介護支援重要事項説明書

1. サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますよう、お客様の心身の状況に応じた、またご家族のご希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

2. サービスの担当者

お客様のご相談に応じる担当者は、厚生労働省で定められた試験に合格し、研修を終了した、下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明な点がございましたら、何でもお気軽にご相談下さい。

☆担当者名

☆電話番号 0561-72-5028

☆FAX番号 0561-72-5091

3. (有)はじめの一步指定居宅介護事業所の概要

(1)居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所名 有限会社 はじめの一步

所在地	日進市東山1丁目117番地
介護保険指定番号	2374900179
サービス提供地域	通常は日進市、豊明市、東郷町、名古屋市名東区、天白区
	上記以外でも、ご希望の方はご相談下さい。

(2)当事業所の特徴等(運営方針)

- ① 介護支援専門員等は、ご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、その後利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場にたって援助を行ないます。
- ② 事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整いたします。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)介護支援専門員等の体制

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1名		ケアマネジメント業務の総括・代表
介護支援専門員	3名	2名	ケアマネジメントの企画調整・実施(1名は管理者と兼務)
補助職員		1名	介護支援専門員の業務補助

(4)営業日・営業時間(お電話くだされば時間外でも、訪問相談に伺います)

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9:00～17:00 (年末年始は休み)

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの主な流れ及び内容

概ね次の手順で進めていきます。

- (1) お客様から居宅介護支援の利用申し込みが、お電話か来所であります。
- (2) お客様のご自宅を訪問するか当事業所で、居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約書を取り交わします。
- (3) 「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者に提出して下さい。その時に、一緒に「介護保険被保険者証」を市役所にお持ちください。(無料で代行します)
- (4) 担当させていただく介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者様、ご家族の生活状況、住環境、今後の在宅生活に関するご要望について、お話を伺います。その際、要介護認定を受けておられる方は「介護保険証」を提示してください。
- (5) 担当介護支援専門員が、ご利用者様の生活上の課題を分析し、また主治医やサービス事業者と協議して、ご利用者様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「居宅サービス計画(サービス利用票)」の原案を特定な事業者にならざるに偏ることのないように公正中立な立場で作成し、介護サービスを利用された際に、ご利用者様のご負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用別表」を作成し、ご利用者様・ご家族に説明し、ご了承を得ます。
その際、利用者様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求める事ができますし、計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- (6) 担当介護支援専門員が、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業者等と連絡・調整を図り、サービスの提供を手配いたします。
- (7) 担当介護支援専門員が実際に提供された介護保険サービスについて、支給限度もしくはあらかじめ取り決めておいた限度内に収まるよう、継続的にその給付状況を管理いたします。
- (8) 担当介護支援専門員は、介護サービス提供開始後も、継続的にご利用者様の心身の状況や介護サービスの実施状況を把握し生活状況が変化した場合、ご利用者様の要介護または要支援の認定結果に変更があった場合、サービス提供事業者の変更を希望する場合などにはご利用者様、ご家族の申し出により、生活上の課題の分析を再度おこない、居宅サービス計画の修正・変更を行います。
- (9) 以上のことを居宅介護支援経過に記録します。そして、ご利用者様やご家族の方はその記録を閲覧することができます。

5. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) ご利用者様にお渡しした「居宅サービス計画」と異なる事業者からサービスをうけた場合や、サービス内容を変更した場合には、必ず担当介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと、ご利用者様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があった時には、必ず担当介護支援専門員にご連絡下さい。

6. 居宅サービス計画作成以外に提供できるサービス

当事業所では、「居宅サービス計画」作成以外に、ご利用者様の依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) ご利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口にて要介護認定の[新規・変更・更新]申請を代行します。ただし、代行にあたっては手続き上、ご利用者様の被保険者証をお預かりすることになります。

- (2)ご利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口に「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行します。ただし、代行に当たって手続き上、ご利用者様の被保険者証をお預かりすることになります。
- (3)その他、介護に関するご相談に応じます。

7. 居宅介護支援の利用料金

(1)利用料

要支援・要介護の認定を受けられた方は、介護支援専門員が提供するサービスは介護保険から全額給付されますので、ご利用者様のご負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、介護保険から給付される予定額と同額のご利用料をご負担いただくこととなります。

居宅介護支援・・・法令による金額

他の加算も法令によります。

(2)交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は介護支援専門員がご自宅を訪問するための交通費が、実施地域を越えた地点から1キロ以上なら1km毎に50円が必要となります。

8. サービスの終了

(1)ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

ご連絡下さい。いつでも解約できます。

(2)当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の居宅支援事業所を紹介いたします。

(3)自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の、認定要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援1・2と認定された場合
- ・ご利用者様自身がお亡くなりになった場合

(4)その他

ご利用者様またはご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

9. 事故発生時の対応

- (1)サービス提供によりご利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者と連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2)サービス提供により賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行ないません。

10. サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応します。

担当窓口:ご利用者様相談センター(はじめの一步内)

責任者:仁田尾

電話番号:0561-72-5028

(2) その他、当事業所以外に、下記の苦情窓口にご相談することができます。

日進市役所 介護福祉課 電話:0561-73-1495

東郷町役場 高齢者支援課 電話:0561-56-0735

豊明市役所 長寿課 電話:0562-92-1261

名古屋市天白区役所 保険福祉センター福祉部福祉課介護保険担当 電話:052-807-3897

名古屋市名東区役所 福祉課介護保険係 電話:052-778-3097

愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室 電話:052-971-4165

11. 個人情報の取り扱いについて(秘密の保持)

(1) 個人情報の収集は、居宅介護支援のサービス提供にあたって、利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。

(2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲において、適正に使用します。

(3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行なう場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

① 居宅介護支援事業所(有)はじめの一步による適切な居宅介護支援の提供のため

② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため

③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運營業務のため

④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携(サービス担当者会議など)、照会への回答のため

⑤ 住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため

⑥ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため

⑦ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため

⑧ 当事業所のサービスの維持・改善に資する基礎資料(アンケート等)の作成のため

⑨ 当事業所で行なわれる職員研修における事例検討のため

⑩ 審査支払機関(国保連)や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため

⑪ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため

⑫ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため

⑬ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

《利用者ご本人の映像・写真について》

利用者ご本人の映像や写真を、当事業所の

- ホームページ パンフレット 広報誌 事業所内掲示物
に使用することを同意します。(同意するものにチェック)

12. その他重要事項

同じ月に居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業者に依頼することは、お控え下さるようお願いいたします。

入院時に担当ケアマネージャーの事業所、氏名を入院先医療機関にお知らせください。

13. 第三者評価の実施状況

無し

居宅サービス計画の作成を担当する指定居宅介護支援事業者

住所:日進市東山1-117

名称:(有)はじめの一步

担当介護支援専門員:

連絡先:0561-72-5028

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。また個人情報と取扱いに関しても、十分理解の上同意します。

説明者

令和 年 月 日

利用者

住所: _____

氏名: _____

家族

住所: _____

氏名: _____